

人 事

人事異動（主査以上）

■ 4月1日付け人事異動

【総務部総務課】

総務課参事～長谷川明、情報管理係長～佐々木誠

【総務部広報秘書課】

広報秘書課長～大畑裕貴、秘書係長～佐藤太一郎、広報広聴係長～大石和彦、同係主査～首藤美紀

【総務部税務課】

税務課長～中谷茂実、税務課参事～西野一郎（北海道より派遣）、同課主幹（資産税担当）～土井大輔、同課主幹（納税担当）～高山真

【企画部企画課】

企画課参事～種田統、企画振興係長～星野寿幸、移住観光係長～石原信登志

【企画部財政課】

財政課長～山田雅俊、財政係長～東方啓、管財係長～米内勝利、同係主査～山脇正人

【企画部道の駅推進室】

道の駅推進室長～三上品、道の駅推進係長～鰐淵真太郎

【企画部エネルギー政策室】

エネルギー政策室長～熊谷康弘、同室主幹（エネルギー政策担当）～日野香里（北海道より派遣）、エネルギー政策係長～吉野裕宜

【住民環境部】

住民環境部長～江口昇

【住民環境部住民課】

住民課長～乗木裕

【住民環境部環境生活課】

環境生活課主幹（環境対策担当）～竹田寿雄、同課主幹（太美出張所担当）～熊谷久美子、環境対策係長～青山晃一、町民生活係長～市川雅敏

【福祉部】

福祉部長～高取真由美

【福祉部福祉課】

福祉課長～山下勝也、同課主幹（介護サービス担当）～佐々木和美、同課主幹（障がいサービス担当）～佐藤志乃ぶ、障がいサービス係長～吉田浩子

【福祉部保健課】

保健課長～中出徳昭、保健医療係長～大塚公人、健康推進係長～石川環

【経済部農林課】

農林課主幹（農務担当）～高田訓之、農務係長～東野孝裕

【経済部商工課】

商工課長～森淳一、同課主幹（商工担当）～遊佐博憲、商工係長～江口美智子

【建設水道部建設課】

建築係長～飛山朋弘、建設係主査～坪井祐介

【建設水道部上下水道課】

技術係主査～首藤剛史

【教育委員会社会教育課】

社会教育課主幹（町史編纂^{へんさん}担当）～三浦明彦

【教育委員会子ども未来課】

子ども未来課長～須藤政信、子ども係長～寺島丈、同係主査～押味浩子、同係主査～門脇一恵、子育てサポート係主査～刑部由美子

【議会事務局】

議会事務局長～五十嵐一夫

【監査事務局】

監査係長～浦島卓

【農業委員会事務局】

事務局次長～山本直樹、農地振興係長～櫻井裕介

【出納室】

出納室主幹（出納担当）～小川義則

● 4月1日付け新規採用者

高木英孝、高橋侑己、飯田明弘、須藤寿、春日井兆治、小倉真弦、中田康貴、橋本和樹

● 3月31日付け定年退職者

加賀谷定歳、森田至、滝本隆志、加藤慎也、武井英子、松浦悟志、白石栄次、出口三千代、川村あつ子、平山秀子

給 付 金

高齢者向けの臨時福祉給付金支給手続きはお済みですか？

今年度65歳以上となる方で、平成27年度分市町村民税の均等割が課税（または課税者に扶養等）されない方を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」が支給されます。

対象になると思われる方は期日までに申請してください。

◎年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）が送付された方

町から送付された書類を確認し、必要事項を記入。本人を確認する書類等の写しを同封のうえ8月3日（水）までに返送してください。

◎平成27年度臨時給付金の手続き等を行っていない方

4月上旬に「申請書送付申込書兼同意書」を送付しています。自身が「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の対象になると思われる方は、5月16日（月）までに必要事項を記入し、返送してください。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎25-2667）



平成 28 年 4 月 1 日から 当別町の組織機構が一部変わりました

広報 4 月号でもお知らせしましたが、住民の利便性の向上および組織力の強化を図るため、4 月 1 日付けで課・係等の新設や改廃など機構改革を行いました。各部署への電話番号などは、次のとおりです。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

部署名			電話番号
総務部	総務課	総務係	23 - 2330
		人事係	
		情報管理係	
	広報秘書課	広報広聴係	23 - 3069
		秘書係	23 - 2351
	税務課	税務係	23 - 2332
		資産税係	23 - 2333
		納税係	23 - 2341
	企画部	企画課	総合企画係
企画振興係			23 - 3042
移住観光係			23 - 3073
都市計画係			23 - 3198
財政課		財政係	23 - 2331
		管財係	
道の駅推進室		道の駅推進係	23 - 3767
エネルギー政策室	エネルギー政策係		
住民環境部	環境生活課	環境対策係	23 - 2503
		町民生活係	23 - 3209
		太美出張所	26 - 3190
	住民課	国保・後期高齢者医療係	23 - 2467
		戸籍年金係	23 - 2463
	福祉部	福祉課	福祉係
介護サービス係			23 - 3029
障がいサービス係			25 - 2665

部署名			電話番号
福祉部	保健課	保健医療係	23 - 2346
		健康推進係	23 - 4044
経済部	農林課	農務係	23 - 3091
		耕地林政係	23 - 3096
	商工課	商工係	23 - 3129
建設水道部	建設課	建設係	23 - 3142
		建築係	23 - 3147
		管理住宅係	23 - 3197
	上下水道課	業務係	22 - 2411
		技術係	23 - 3542
会計管理者		出納係	23 - 2579
教育委員会事務局	管理課	総務係	23 - 2689
		学校教育係	
		一貫教育推進係	
		給食センター係	22 - 4401
	社会教育課	社会教育係	22 - 3834
		スポーツ振興係	
	子ども未来課	子ども係	23 - 3024
子育てサポート係		25 - 2658	
議会事務局		総務係	23 - 3247
監査委員事務局		監査係	
選挙管理委員会事務局		選挙係	23 - 3499
農業委員会事務局		農地振興係	23 - 3279

募 集

非常勤保健師を募集します

特定健康診査や保健指導などを行っていただく保健師を募集します。

▼**応募資格・募集人数** 保健師または看護師、管理栄養士いずれかの資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方。若干名。

▼**勤務場所** ゆとろ

▼**勤務期間** 採用の日～平成29年3月31日（継続の場合あり）

▼**勤務時間** 週29時間（週4日程度）

▼**報酬** 月額176,700円

▼**社会保険** 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼**応募書類** 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

▼**申込み・問合せ** 保健課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

健 診

5月から特定健診が はじまります

若さや忙しさなどの理由から健診を後回しにしているませんか？

特定健診を受けることで、早い段階で生活習慣病の芽を見つけ、治療にかかるお金や時間を軽減することができます。年に一度、健康を見直すチャンスを生かしましょう。

当別町国民健康保険に加入の特定健康診査対象者には、**4月末に特定健康診査受診券（みどり色）を送付します。**前年度に人間ドック・巡回ドックを受診した方には、日程が近くなりましたら受診券を送ります。

※4月から係名・問合せ窓口がゆとろ内に変更となりました。

▼**問合せ** 保健課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

検 査

小型はかりの定期検査を 実施します

町内で事業を営んでいる方のうち、小型はかり（能力が1t未満）を取引や証明に使用している場合は、2年に一度の検査が義務づけられています。町では今年が定期検査年です。

▼**定期検査日**

5月25日（水）午前・午後

5月26日（木）午前のみ

▼**場所** 役場第二庁舎

▼**検査機関** 北海道計量検定所

▼**その他** 町では4月に各事業所などに「小型はかりの確認調査」をしましたが、調査もれの事業所などがありましたら申し出ください。

▼**問合せ** 環境生活課町民生活係（☎23-3209）

消 防

毎月15日の「防火サイレン」 廃止します

当別消防署では、町民の方々の防火意識の高揚を目的として、昭和46年10月から毎月15日を「防火の日」と定め、「防火サイレン」を吹鳴していましたが、平成28年5月末日をもって、サイレンの吹鳴を廃止します。

しかし、今後も毎月15日は「防火の日」ですので、のぼりの掲揚を継続し皆さんに防火を呼び掛けます。火の元の点検をしっかりと行い、「火の用心・慣れず忘れず・油断せず」を心掛け、「火災のない町、当別町」を目指しましょう。

▼**問合せ** 当別消防署予防課予防係（☎23-2537）



財 政

財政事情説明書を公表します

当別町では毎年2回、町財政がどのような状態にあるのかをお知らせするため、収入及び支出の概況や住民負担の状況などを説明した「財政事情説明書」を公表しています。

町のホームページや役場2階財政課で閲覧できます。

▼**公表期間** 5月1日から1年間

▼**問合せ** 財政課財政係（☎23-2331）

下 水 道

下水道のよくある質問

Q 天ぷら油やサラダ油などの食用廃油は、水やお湯と一緒に台所などの排水に流してもいいですか？

A 油を流すと油が固まり下水道管の詰まりの原因となりますので、絶対にやめてください。紙にしみこませて捨てるか、廃油回収に出すなど適切な処理をお願いします。

Q トイレの流れが悪いのですが、どうしたらいいですか？

A 詰まりなどが発生している箇所によって対応が異なります。基本的には次の財産区分に基づいての判断となります。

【上下水道課での対応】

公共汚水桝から下水道本管まで

【お客様での対応】

トイレ、台所等の排水設備（公共汚水桝に接続している配管を含む）※排水設備の詰まり解消や修理等を依頼する場合は、町の排水設備指定業者に依頼してください。

▼**問合せ** 上下水道課業務係（☎22-2411）